

第 3 回秋田市住生活基本計画等策定委員会

議事資料

目 次

- 1 議事 3-1 第 2 回策定委員会が出された意見等への対応について・ P 1
- 2 議事 3-2 パブリックコメント等の結果について・・・・・・・・・・ P 10
- 3 議事 3-5 両計画案等の市長への提言および今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・ P 14

1 (議事3-1) 第2回策定委員会が出された意見等への対応について

【前回委員会】議事3-1 市民アンケートの結果について

【前回委員会】議事3-2 第1回策定員会が出された意見等への対応について

【前回委員会】議事3-3 住生活の将来像および基本目標の設定について

番号	意見等	委員会時の回答	対応方針
1	<p>市民アンケート調査結果より、バリアフリーの対応状況を確認すると、思うように進んでいないことが考えられるが、原因の追究は行えているか。原因として考えられることには、お年寄りの方を中心に、補助金等の制度を知らない可能性がある。また、同居していない家族が必要性をどこまで本気で考えているかという話もある。(森委員)</p> <p>制度周知の際は、周知の方法、分かりやすさ、簡潔さ等に留意していただきたい。(森委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケートの別の調査項目から、バリアフリーを含めたリフォームを行わない理由には「資金がない」という面も大きいと思われることから、補助制度等の周知活動の推進を図る。 施策について、バリアフリー化の具体の整備方法等が分かるような相談体制等も進めていきたい。 	委員会時の回答のとおり進める。
2	<p>実際に今年家を新築した際に感じたが、住宅関係の補助制度にどのようなものがあるのか確認する機会があったが非常に分かりにくい。基本的には住宅会社に任せしたが、計画の段階で申請が必要なものもあり、整備が進んで間に合わないことがあった。(大島委員)</p> <p>大学ではカリキュラムフローというものを作成し、卒業までの目標とそのための選択科目などがフローになっている。</p> <p>制度に関しては使う人が追っていけば自分の補助メニューは何になるかというのが分かるようなものがあればいいと思う。(山口委員長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住宅にまつわる補助金は秋田市で実施しているもの、国や県で実施しているものがある。秋田市ではホームページ等で、それぞれ現在は断片的に紹介していたが、流れに沿ってというのは行っていないため、分かりやすく伝える方法について検討していく。 	委員会時の回答のとおり進める。
3	<p>アンケート調査のうち、高齢者や障がい者の住まいに関する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域で高齢者等を支えていく地域包括システム等については、福祉 	委員会時の回答のとおり進める。

番号	意見等	委員会時の回答	対応方針
	<p>項目で必要だと思う取組について「持ち家のバリアフリー化などリフォームに関する助成制度の充実」が20%、「住み慣れた地域で生活していくための生活支援・介護サービスの充実」が41%と倍以上の需要がある。</p> <p>形骸的なバリアフリー化よりも、地域での高齢者の輪というものが形成されるような取組があれば、生活しやすいと感じる。</p> <p>地域でのコミュニケーションを提供するような場を考えていった方がいいのではないか。(大島委員)</p> <p>地域の包括ケアシステムを秋田市でも展開していると思う。</p> <p>また、主担当は別の担当課となるかもしれない。縦割りの効率というのもあるが、横のつながりを作ることも大切だと感じる。(山口委員長)</p>	<p>部局と連携・情報交換を行いながら、地域で支えるという仕組みについて検討を行っていく。</p>	
4	<p>前回委員会において、耐震性向上に向けた支援について、耐震に関わる興味や意識を変えるためにも、昭和56年5月以前の建物に限定せずに実施してほしいという提案を行った。前回委員会意見への対応を確認すると、提案については対応しない方針となっているかと思う。耐震改修促進協議会は私が会長を務めているが、阪神大震災をきっかけに、秋田市でも耐震化の促進に向けて、協議会が発足されたと認識している。</p> <p>アンケート調査結果で耐震性の満足度は約32.4%が「不満」「やや不満」と回答しており、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築指導課と協議を行い、まずは昭和56年5月以前の耐震化を最優先するという方針としたが、意見を踏まえて今後再検討を行うものとする。 ・実際に昭和56年6月以降の住宅も含めて補助の対象としている市町村があることは確認を行った。国庫補助の関係もあると思うので、改めて建築指導課と相談する。 	<p>壁量規定が現行基準並に強化されたのが昭和56年6月であることを踏まえ、いわゆる旧耐震基準である昭和56年5月以前の住宅の耐震化を優先的に進めていく。</p> <p>なお、平成12年6月に、壁量規定に変更はないものの、壁のバランスや金物等に関する規定が明確化されたことから、今後、昭和56年6月から平成12年5月までに建築された木造住宅の耐震性能の向</p>

番号	意見等	委員会時の回答	対応方針
	<p>その回答者は昭和 56 年 5 月以前の建物に寄らないと思われる。昭和 56 年 5 月以前の建物は、耐震化の耐震診断さえ実施が難しい状況が分かっているなか、昭和 56 年 6 月以降の建物が事業の対象外という話では、協議会を続ける必要性を感じられない。行政の判断で対応可能であるため、対応を変えていく必要がある。まずは耐震診断の補助を昭和 56 年 5 月以前の建物に限らないようにしてもらいたい。実際に昭和 56 年 6 月以降の建物も含めて対象としている都市の事例がある。(加藤俊委員)</p> <p>耐震の調査や改修を秋田市も実施しているが件数が上がっていない。今後実施するにしてもあまり進まないのではないか。方法を変えるか、補助額を変えるか、対象を広げるかという。具体的な方針を示す必要があるのではないかということ。(山口委員長)</p>		<p>上に係る支援制度の拡充を検討する。</p>
5	<p>前回委員会からの変更のうち、基本目標 3 の基本方針は「持続可能な住まい・まちづくり」から「多核集約型コンパクトシティ形成の実現に向けた持続可能な住まい・まちづくり」と変更しているが、「多核集約型」のコンパクトシティとはどのような意味か。また、秋田市のコンパクトシティの範囲をどのように考えているか。(加藤俊委員)</p> <p>第 6 次総合都市計画では「集約型」のコンパクトシティとしており、秋田市中心拠点の一極</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合都市計画においても「多核集約型コンパクトシティの形成」という位置づけを行っている。また、立地適正化計画を平成 30 年に策定しており、都心中心市街地と 6 つの地域中心で構成するコンパクトな市街地形成を目指し、「多核集約型」という記載を行った。 ・範囲については、計画書素案 33 頁に整理しており、市街化区域のなかに都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定している。 	<p>委員会での回答のとおり進める。</p>

番号	意見等	委員会時の回答	対応方針
	<p>のみに集約するののかという誤解がうまれたため、今回の第7次総合都市計画の策定にあたっては、「河辺」や「雄和」を含めた表現とするべく「多核集約型」という言葉を使うように計画している。住生活基本計画においても整合を図ったという関係になっている。(山口委員長)</p>		
6	<p>コンパクトシティで機能集約を図る上で合理的というのは分かるが、高齢者の方はまちなかに住むよりも土地の広い郊外に住みたいと思う方が多いのではないか。(大島委員)</p> <p>高齢者は郊外へ住みたいという意見があったが、一方で、歩いて買い物に行けることなどをメリットに、中心部に住みたい高齢者も多いのではないか。(加藤俊委員)</p> <p>強制的に居住誘導区域に移転してほしいというわけではなく、選択の自由があり、居住誘導区域外に住むとなれば構わないというスタンスである。ただし20年後の人口や市の財政のことを考えると、サービスを提供するためには一定程度集約したい、社会的な総便益を考えると一定程度集約して居住していただく、という方向で軸足を置いていることの表明が、立地適正化計画だと理解している。(山口委員長)</p>	<p>・どちらの意見もあると思っている。利便性の高い場所に住みたいという相談を受ける場合には、市営住宅やセーフティネット住宅を案内する。一方で郊外に住みたい方もいるので、そういった方に対しては、生活レベルの維持について検討していく必要があると考えている。</p>	<p>居住誘導区域への誘導については、優先して推進することとするが、郊外へ住みたい方についても、それぞれのニーズに合った制度の周知や分かりやすい窓口対応等に努め、生活レベルの維持に対応する。</p>
7	<p>住生活基本計画のなかでは、災害に対する安全なまちづくりを考えていると思うが、土崎地区の土崎駅西側のエリアは津波</p>	<p>・津波や洪水による浸水想定区域と居住誘導区域の考え方については、国の方でも検討を進めているところである。その辺の状況も踏</p>	<p>総合都市計画や立地適正化計画との整合性を図りながら、住宅部門においても、災害に対応</p>

番号	意見等	委員会時の回答	対応方針
	<p>浸水想定区域で2 m以上となっている。そこへ居住誘導区域を設定するのはいかがなものか。(大島委員)</p> <p>土崎の浸水エリアは面積的に多く、それは今後、総合都市計画のなかでも考えていく必要がある内容であると捉えられている。</p> <p>住生活基本計画のほか、総合都市計画、総合計画も今後改定されていくということで、そのなかで整理されていくかと考えている。ただし、舵は急には直角には曲がらないが、最終的には大きな力を発揮すると考えており、その議論がここにもあったと捉えている。(山口委員長)</p>	<p>まえつつ、将来的に立地適正化計画の内容も変更となる可能性もある。住宅部門においては、災害に対応した施策を考えていく必要があると感じている。</p>	<p>した施策の実現に向けて検討する。</p>
8	<p>基本目標の「安全・安心に暮らせる住まい・まちづくり」は現計画では目標2としていたが、本計画では目標1となっている。目標の順番は、重視して取り組むことの表明だとも捉えられるが、そういう考え方で舵を切ったということで相違ないか。(山口委員長)</p>	<p>・相違ない。市民の安全を守るということを第一に考え、災害や空き家等の対策に関わる基本目標を1番目とした。</p>	<p>委員会時の回答のとおり進める。</p>

【前回委員会】議事3-4 基本目標の実現に向けた施策の展開について

【前回委員会】議事3-5 成果指標および公営住宅の供給の目標量について

番号	意見等	委員会時の回答	対応の必要性
1	<p>基本目標の実現に向けた施策の展開に、「災害に強い住まいづくりの推進」を挙げており耐震化等の促進を挙げている。それを受けて、目標1の取組では、住宅に対する耐震性向上の支援を挙げていると思うが、取組をみると既存住宅に対する内容のみであると考えられる。</p>	<p>・制度上、住宅の性能までを求めた内容は考えておらず、まずは安全な場所への移転の考え方をとっている。</p> <p>・一方で、耐震等級については、長期優良住宅の認定を行っている。こちらの方は、制度の普及促進を進めていく必要があると考えている。</p>	<p>委員会時の回答のとおり進める。</p>

番号	意見等	委員会時の回答	対応の必要性
	<p>新築住宅に対する耐震性の向上については、そこに含まれるのか、また別の施策に含まれるのか。もしくは、新築の建築基準法レベル（耐震等級1）で問題無いと考えているのか。（加藤一副委員長）</p>		
	<p>等級1は基準法レベル。等級2、3は基準法では求めているが、より望ましいものという理解で間違いない。</p> <p>ただし、通常レベルであれば、等級1でも問題無いと捉えて構わない。（加藤一副委員長）</p>		
	<p>その場合、がけ地移転等、行政が財政的に支援するものについては、普通であれば「災害に強い住まい・まちづくり」を目指す場合、等級2まで求めるというのが望ましいと考えられる、その辺は難しいのか。（山口委員長）</p>		
	<p>施策目的の考え方。行政が支援するならば、耐震性能もレベルアップを検討してほしいという要望をつける。一方で、事業の目的としてはそこまでの意図は考えていないという捉え方の問題である。（山口委員長）</p>		
	<p>昭和56年6月以降に対しては、耐震等級1は満たしていると考えている。建築時期別住宅数を確認すると、昭和56年5月以前の住宅は全体の約20%程度残っていることから、まずは昭和56年5月以前の住宅を最優先として支援しながら耐震化してもらおうというのが</p>		

番号	意見等	委員会時の回答	対応の必要性
	<p>今の制度の趣旨となっている。 昭和 56 年 6 月以降の住宅や今後の新築についての対応は、次のステップと考えている。(根田委員)</p>		
2	<p>昭和 56 年 5 月以前の建物の耐震化について、現状のなかなか進まない状況を見るとこれ以上の向上を見込むのは難しい。耐震等級 1 のレベルは家が壊れても死ななないというレベル。昭和 56 年 6 月以降の方々は耐震に興味を持っている方々がほとんどであると思われるので、安心・安全を買う、促進するというのであれば、そのような人々への支援(耐震診断)が必要だと考える。</p> <p>さらに第一の目標に掲げている住宅の耐震化向上について、これまでと同じ内容で良いのかと考える。</p> <p>国庫補助でなく、市単独でも実施可能だと思われる。国庫補助出ない場合で他都市でも事例があると思う。(加藤俊委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の財政状況もあることから、担当部局と相談しながら次回、回答を整理する。 ・その他の支援制度も検討しており、全体のバランスや優先度等を踏まえて検討を進めていく。 	<p>壁量規定が現行基準並に強化されたのが昭和 56 年 6 月であることを踏まえ、いわゆる旧耐震基準である昭和 56 年 5 月以前の住宅の耐震化を優先的に進めていく。</p> <p>なお、平成 12 年 6 月に、壁量規定に変更はないものの、壁のバランスや金物等に関する規定が明確化されたことから、今後、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建築された木造住宅の耐震性能の向上に係る支援制度の拡充を検討する。</p>
3	<p>バリアフリーに対する支援について、問い合わせや対応状況はどの程度か。</p> <p>また、耐震に関する診断の問い合わせと診断実績はどの程度か。対応の状況等を確認した上で、周知の強化について考える必要がある。(原田委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーの相談件数は、福祉部局とまたがるため、件数自体は把握していない。一方、住宅リフォーム支援事業については、年間多いときで 3,000 件、近年は年間 1,000 件以上となっており、そのなかでバリアフリーに関する支援も行っている。 ・耐震診断の補助件数は、平成 23 年～令和元年で 51 件、診断後の耐震改修が平成 23 年～令和元年で 10 件となっている。実際の相談件数は把握しきれていない。 	<p>バリアフリーの相談件数については、委員会時の回答のとおり。</p> <p>耐震診断の相談件数は、年間 20 件前後であり、約半数が耐震診断の補助を受けている。今後も制度の周知に努め、利用の促進を図ってまいりたい。</p>

番号	意見等	委員会時の回答	対応の必要性
4	実際に耐震診断を行った住宅のうち、改修が必要な住宅はどの程度あるか。また、耐震性向上に向けた支援について、目に触れる機会を増やした方がいいと思う。(原田委員)	・100%の割合で、改修が必要となっている。実際には改修の際は費用がかかるため、改修の実施までには至っていない方々も多い。	住宅リフォーム支援事業の際に、チラシを配付するなど制度の周知に努め、利用の促進を図ってまいりたい。
5	耐震診断を申し込む人の住宅は古いわけではなく、一般的な住宅である場合が多いものの、実際に評価すると、築年数等により倒壊する可能性が高い診断結果となる。耐震診断の結果、耐震改修が必要といわれても困ってしまう状況も発生するため、そのあとのケアが必要である。(加藤一副委員長)		委員会時の意見を参考とし、研究していく。
6	耐震診断の量を増やす必要がある。診断の結果、改修が必要となった場合、高額で改修が困難となった場合、部分的に最低限の耐震改修を行うというようなアイデアについて検討を行ってみてはどうか。耐震改修補助は、あるレベルまで上げないといけない状況にあるとのことだが、それをクリアしようとする多額になる。補助をもらわなければ、各自の判断で部分的な改修はかまわないとのこと、その辺の情報提供は必要である。(山口委員長)		委員会時の意見を参考とし、研究していく。
7	目標3に関する取組のうち、「居住誘導を促進するための新たな補助事業等の検討」をみると、「検討開始時期」の前半、「実施開始時期」の前半に○がついているが、居住誘導促進を実施するのか、検討することを	・居住誘導を促進するための事業を検討し、その実現に向けて実施していくという方針である。前半の中でなんらかの取組を実施する予定である。	委員会時の回答のとおり進める。

番号	意見等	委員会時の回答	対応の必要性
	実施することを開始するということか。(山口委員長)		
8	目標3に関する取組のうち、「地域の実情や需要に応じた移動手段の導入検討」とある。コンパクトシティでまちなかに移住できる方は良いが、郊外の住み慣れた暮らしを続けたい人も多い。人口減少等により公共交通の廃止や運行本数が減っているなか、そのような人々に対しての手当てが必要である。現在65歳以上は100円でバスの乗車が可能となっているが、他の交通手段となった際に、同程度の価格で行けるのか、経済的負担の面も含めた検討を進めていただきたい。(森委員)	・現在、公共交通に関する計画の策定を進めており、路線バスのほか郊外ではマイタウンバス、ワンコインバスの交通手段があるが、それらの利用が不便な地域においても、何らかの交通手段の確保が必要であると考えており、乗り合いタクシー等の活用を検討している。交通部門で同時に検討を進めている状況であるため、住生活基本計画のなかではここまでの表現が限界と考えており、料金等含めて記載するのは難しい。	交通政策課へ報告済み。 第3次秋田市交通施策ビジョンでは、「利用しやすいバス運賃の検討」や「持続的な地域の移動手段の確保に向けたタクシー等小型車両の活用」などに取り組むこととしている。 これらの取組を行いながら、公共交通の利便性向上に取り組んでまいります。
9	目標5に関する取組のうち、「テレワークの環境整備に対する支援」とあるが、今の段階で具体的にどのようなことを考えているか。(加藤俊委員)	・移住者に対するパソコン等の環境整備について補助の検討を行っているところである。	東京圏からの子育て世帯や単身者などの移住希望者に対し、テレワークを実施するための環境整備に対する支援を検討している。

【前回委員会】議事3-6 秋田市営住宅等長寿命化計画について

【前回委員会】議事3-7 両計画の素案およびパブリックコメントについて

番号	意見等	委員会時の回答	対応の必要性
1	本委員会が出された意見すべてに対応するのは難しいと思うが、できる限り反映してもらいたい。また、反映が難しい場合は理由をきちんと説明してほしい。耐震改修促進協議会の方々の意見は、耐震化に関する取組のパートナーの意見として重要であると感じた。(山口委員長)		ご意見を踏まえ対応していきたい。

2 (議事3-2) パブリックコメント等の結果について

(1) 第2期秋田市住生活基本計画および第2期秋田市営住宅等長寿命化計画のパブリックコメントの実施について

- ① 意見募集期間 令和3年1月8日(金)から1月28日(木)
- ② 募集方法 市ホームページ、各市民サービスセンター、市民100人会への依頼等
- ③ 意見の提出 5名

(2) 意見の概要および市の考え方について

① 第2期秋田市住生活基本計画への意見および市の考え方

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
1	【94ページ】 老朽危険空き家等解体撤去補助金	危険な空き家を撤去する事業は、大変有効だと思います。全国共通の課題ではありますが、所有者不明の空き家(行方不明、消息不明など)の撤去も進めてほしいです。中々難しいとは思いますが。	危険な空き家については、所有者に対し、指導や助言を行い、老朽危険空き家等解体撤去補助金を活用しながら、解体撤去を進めておりますが、所有者不明の空き家については、危険回避のための措置を迅速に行うことが必要と捉えております。 このため、所有者不明の空き家についても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な措置を検討し、実施してまいります。
2	【94ページ】 住宅の防犯向上に向けた支援	防犯灯設置の推進も重要だと思います。併せて、防犯カメラの設置も進めてほしいです。	防犯灯については、町内会等の意見・要望を踏まえて設置を推進しております。住宅地等への防犯カメラの設置については、地域の選定や住民のプライバシーに関する合意形成等の課題があることから、設置を推進することは困難であると考えております。 なお、住宅については、住宅リフォーム支援事業により、防犯カメラなどの防犯設備を設置する場合の工事費用等への補助の拡充などを検討してまいります。

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
3	【99ページ】 空き家定住推進事業	県外からの移住者を促進するために、県外移住希望者への補助額をもっと増やしても良いのではないのでしょうか。	<p>空き家定住推進事業の補助額は、工事費の2分の1で上限100万円であり、現状の補助額でも、移住希望者に対するインセンティブになっていると捉えており、他都市と比べ高い補助額を設定しております。</p> <p>また、申請される方の要件にもよりますが、子育て世帯移住促進事業や住宅リフォーム支援事業などの他の補助事業とも併用可能となっております。</p> <p>このため、空き家定住推進事業の補助額を増やすことは、予定しておりませんが、ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	【111ページ】 多様な働き方に対応した住環境の整備 テレワークの環境整備に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 地方のIT環境を整備し在宅勤務などのテレワークをしやすくする（リモートワーク移住） リモートワーク環境を整備し、感染リスクが小さい地域の安全性を示し、大都市から地方へ移住の促進をする。 	<p>東京圏から本市へ移住を希望するかたで、移住元での所属先企業（23区内）での業務を引き続き行うテレワーカーに対し、移住に係る費用の支援や住宅リフォーム支援事業によるテレワーク用の住宅改修費用への補助の拡充などを検討し、大都市から地方への移住や市民の定住促進を図ってまいります。</p>
5	今後の課題および方向性について	<p>今後の課題であるが現在社会問題になっている高齢者と住居の関連である。秋田市でも高齢者数が今後増加傾向に転ずることは言うまでもない事実である。公営住宅（市住）に入居する高齢者、特に独り暮らしの場合見守りが非常に重要になってくる。このため、近い将来を考え、公営住宅（市住）には、管理人を常駐させることの重要性を考える必要がある。また、住人からのトラブルに対応するため管理人がこれらを集約し、市側に連絡する体制を構築する必要がある。</p>	<p>市営住宅には、一部の市営住宅（雄和、河辺）を除き、市営住宅の入居者の方から管理人として委嘱し、連絡調整などの事務にご協力をいただいております。</p> <p>また、市営住宅の管理については、指定管理者制度を導入しており、日常的な管理や緊急時の対応は、指定管理者が実施しているほか、指定管理者の「ほのぼの推進員」による高齢者世帯への積極的な住戸訪問を行うなど、住民の要望、苦情、トラブルなどの対応は、市、管理人および指定管理者で連携しながら実施しております。</p>

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
		る。	
		それから、7地域ある市営住宅を4地域（雄和、河辺、西部、中央）とし、南部、北部、東部を中央地域に集約することも一考策であるとする。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
		手形山市営住宅の建て替えを令和9年としているがこれを同箇所ではなく、高梨台の市営住宅に隣接し、建て替えることを希望する。理由としては、先に述べているが管理人を常駐させ高齢者を見守る観点からで、市住が点在していることで、それだけ多くの管理人が必要となること。	高梨台市営住宅の隣接地には、建替に必要な敷地の確保が困難です。また、高齢者の見守りとしては、指定管理者が「ほのぼの推進員」による住戸訪問等を行っており、市、管理人および指定管理者で連携しながら実施しております。 このため、ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
		一つ提案であるが、高齢者にとって買い物するための移動負担が一番の問題である。これを軽減するため新たに建て替える場合、その建物内にストアを誘致するスペースを確保し、買い物の利便性を図ることが重要である。	市営住宅の建替については、高齢化が進む入居者への福祉対応や負担軽減、子育て世帯への配慮するため、福祉施設や保育施設などの併設を検討します。 なお、施設の併設については、買い物の利便性を図るためのストアの誘致も考えられますので、ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
6	居住誘導区域と多世帯同居・近居推進事業について	P23の市街化調整区域や都市計画区域外のエリアの高齢化が高い傾向にあるのは、若者のライフスタイルから利便性の良い市街地への居住が考えられ、老いた父母等は所有する住居、田畑で営農等を行い地域コミュニティを大切にしながら生活している。子ども、親族が近居することで子育て、高齢者が安心して生活できる利点がある。また荒廃農地の発生防止にもなるのでは。	本市では、人口減少・少子高齢化が進行する中、市街地の低密度化が進み、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の身近な生活サービスの提供や、地域のコミュニティの維持などが困難になることが懸念されています。 そのため、本市では、市街地の外延的な拡大を抑制しながら、都心・中心市街地と6つの地域中心等に居住誘導区域および都市機能誘導区域を設定し、そこに居住や生活サービス施設等を誘導することにより、コンパ

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
		<p>そのうえで居住誘導区域の拡充と多世帯同居・近居推進事業の要件の緩和（市外にはこだわらない。10～20分で移動可能な距離等）を検討してはいかが。</p>	<p>クトで持続可能な市街地を形成し、市民生活の利便性を継続的に確保することを目指しております。</p> <p>このように、本市のコンパクトシティ構想は、市民がさまざまなサービスへ容易にアクセスできる拠点形成と、それを支えるための居住誘導を図るものであり、その利便性は市街化調整区域などの郊外部に暮らす市民も同様に享受できるものであることから、居住誘導区域内の低密度化につながる見直しは困難であると考えております。</p> <p>また、多世帯同居・近居推進事業の近居の対象者は、市内在住者には、近居より同居を促進させるということと、事業の目的として市外からの移住促進を図るため、市外からの移住者に限定しているものであり、このため、事業の要件の緩和は考えておりません。</p>

② 第2期秋田市営住宅等長寿命化計画への意見および市の考え方

No	項目	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>【25ページ】 3) 高齢者・子育て世帯等の入居者への適切な設備等の対応</p>	<p>高齢者世帯が増加してきます。高齢者は、家のリフォームをしたいと思っても、資金調達できないので諦めているが多いと思います。高齢者用の市営住宅を建設してはどうでしょうか。（土地・建物を市が買い取り、売却して資金調達をして所有者を優先的に入居させる。）</p>	<p>高齢者世帯が家のリフォームをしたい場合の資金調達の方法としてリバースモーゲージ（自宅を担保にして、そのまま住み続けながら銀行から融資を受けられる仕組みのローン制度）等があり、今後、関係部局等と連携ながらこれらの普及促進を検討してまいります。</p> <p>なお、現在、市営住宅には、高齢者の方が多く入居されておりますが、ご意見につきまして、今後の参考とさせていただきます。</p>

3（議事3-5）両計画案等の市長への提言および今後のスケジュールについて

本委員会では、「第2期秋田市住生活基本計画（案）」（資料2）および「第2期秋田市営住宅等長寿命化計画（案）」（資料3）を作成し、お示しいたしました。

今後は、本委員会の結果を受け、計画へのご意見の反映および最終調整を行ったのち、これまでの委員会での検討内容および両計画の案について提言書としてまとめ、秋田市住生活基本計画等策定委員会の設置および運営に関する要綱第2条の規定により、市長へ提言いたします。

また、両計画の策定については、秋田市議会への報告および市長への提言を経て、3月下旬に策定する予定です。

【参考：秋田市住生活基本計画等策定委員会の設置および運営に関する要綱（抜粋）】

（検討事項）

第2条 委員会は、計画等の策定に必要な次に掲げる事項を検討し、市長に提言するものとする。

- (1) 住宅および住環境の課題に関する事項
- (2) 住生活の将来像および基本目標に関する事項
- (3) 前号の基本目標の実現に向けた施策展開および成果指標に関する事項
- (4) 市営住宅等の供給の目標量に関する事項
- (5) 秋田市営住宅等長寿命化計画の改正に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、計画等の策定に必要な事項

表3-1 今後のスケジュールについて

会議等	日程	内容
①	2/8(月)	・第3回秋田市住生活基本計画等策定委員会
—	2月中旬	・①の意見を踏まえた修正および最終調整、提言書作成作業
②	2月下旬	・委員長との協議、提言書案作成および各委員の確認
—	3月上旬	・市議会への報告
—	3月中旬	・市長への提言書提出
—	3月下旬	・第2期秋田市住生活基本計画および第2期秋田市営住宅等長寿命化計画の策定および公表